

平成24年度第1回宮城県私立学校審議会議事録

1 日 時 平成24年7月9日（月）午後1時30分から

2 会 場 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

3 出席者

(1) 出席委員 松良 千廣, 青木 タマキ, 伊藤 宣子, 佐藤 宏郎, 吉岡 弘宗,
小野寺 靖子, 千葉 雅保, 鈴木 一樹, 三輪 哲, 山田 春樹,
徳永 恵子,

(委員14人中11人出席)

(2) 欠席委員 星 尚文, 三輪 哲, 山田 春樹

4 議題

(1) 副議長の選任等について

①副議長の選任について

②委員の専門部会の決定について

(2) 調査審議事項

①専修学校の設置者の変更について（白百合服装専門学校）

②専修学校の廃止について（白百合服装専門学校）

③専修学校の目的変更について（東北保健医療専門学校）

④高等学校の学科の設置について（東北生活文化大学高等学校）

⑤高等学校の収容定員の変更について（東北生活文化大学高等学校）

⑥高等学校の収容定員の変更について（尚綱学院高等学校）

⑦中学校の収容定員の変更について（尚綱学院中学校）

⑧高等学校の学科の設置について（東北工業大学高等学校）

⑨高等学校の収容定員の変更について（東北工業大学高等学校）

(3) その他

5 会議の概要

事務局から審議会運営規定により会議が有効に成立している旨、報告があった。また、調査審議事項⑧⑨については、次回以降の議題とすると説明があった。

松良議長が審議会運営規定により議長となった。

議長は、議事録署名人として青木委員と千葉委員を指名した。

(1) 副議長の選任等について

①副議長の選任について

副議長の任期は2年であることから、任期満了に伴う選任を行った。

副議長の選任について、審議会運営規程第2条に基づき、議長が推薦等の意見がないか委員

に伺ったが、意見はなかった。

事務局から事務局案を提示したところ、異議がなく、引き続き佐藤委員と千葉委員が就任することが承認された。

②委員の専門部会の決定について

委員の1人の辞任により、今年度から新たに1人が就任したことに伴う、新任委員の所属専門部会についての決定を行った。

部会に属する委員は、審議会運営規程第8条第3項により、審議会の承認を得て、議長が指名することになっていることから、議長から2つの部会の両方に所属していただいているかどうかと委員に伺ったところ、異議がなく、新任委員1人は両部会に所属する委員として承認された。

(2) 調査審議事項

①専修学校の設置者の変更について（白百合服装専門学校）

②専修学校の廃止について（白百合服装専門学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(吉岡委員)

以前から、廃止の部分の見通しがあったのでしょうか。県とはいつ頃から、学校側と廃止の話をしていたのでしょうか。

(事務局)

平成19年度の実態調査の段階で生徒数がないということは把握しておりました。その時点で学校の継続の意志を確認したところ、休校にすると学校が無くなってしまおうと覚悟があるので、生徒はいるが学校としては残していきたいという校長と副校長の御意志があったものです。ですから、当初から把握はしておりましたが、実際廃校の手続がされたのは今という状況です。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

③専修学校の目的変更について（東北保健医療専門学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(吉岡委員)

備考欄の専門課程の人数はどの数を指しているのですか。専門分野とは医療専門、社会福祉専門、商業実務専門全て合わせてということですか。

(事務局)

そうです。

(吉岡委員)

定員との整合性はどうなっていますか。

(事務局)

備考欄に記載されている専門課程は、実際の在籍生徒数となっております。こちらの学校は専門課程のみ設置となりますので、定員400名に対してということになります。

(事務局)

この学校は出来て2年目の学校ということで、医療専門課程の2つの学科のうちの1つは今年度の開設となっております。作業療法科は2年生まで、理学療法科は1年生のみの在籍となります。完成年度を迎えますと400人という定員になりますので、現在は下回っている状況です。

(吉岡委員)

40人が1クラスを構成する上限ですか、下限ですか。

(事務局)

専修学校につきましては、同時に授業を行う生徒数は40人以下と基準が決まっておりますので、だいたい40人以下で1クラスという編成となっております。こちらの学校も、1学科1学年につき1クラスずつの構成となっております。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

④高等学校の学科の設置について（東北生活文化大学高等学校）

⑤高等学校の収容定員の変更について（東北生活文化大学高等学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(佐藤委員)

普通科の美術コースから美術・デザイン科に変わる部分で、カリキュラムの変更について、もう少し詳しく説明をお願いします。

(事務局)

現在の普通科は3学年で91単位となっております。これを全体で1学年32単位、3学年で96単位ということで、5単位増加しております。

(佐藤委員)

減っているのは国語と数学ですか。何が増加して、何が減少しているのでしょうか。

(事務局)

教育課程表の見方は、○印は必修となっております。▼印は標準単位数4ですが、2単位まで減しても構わないとしているものです。他に社会で「世界史A」と「世界史B」はどちらかを受ければ必修としての扱いとなります。

芸術につきましては、音楽・美術・工芸・書道となっておりますが、こちらは4科目のうちどれか1つを受ければ必修の扱いとなります。

普通科から美術・デザイン科に変更し、専門科となりますので、専門学科は25単位以上が必要となります。美術・デザイン科となりまして、科目が普通科の美術コースの時よりも増えているということになります。

通常ですと、理科の基礎は、物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎のうち、3科目が学習する数字となっております。基礎を含む3科目以上を取っていないと必修にならないようになっ

ております。

それが、美術・デザイン科の「科学と人間生活」の科目になりますと、その科目に基礎の1科目、合わせて2科目あれば良いということになります。このように、各科目から必修の部分なり他の部分なりを工夫し、通常部分を減らすことで、専門科目を増やしております。

(伊藤委員)

平成25年の1年生と2・3年生を分けて美術・デザイン科と記載してありますが、平成25年度の2・3年生も美術コースではなく学科にするのですか。

(事務局)

今の在校生は、普通科美術コースという形で残ります。来年度入学生から美術・デザイン科の生徒となり、3年間通して教育を受けるということになります。

(伊藤委員)

そうしますと、この教育課程表は美術・デザイン科3年間の教育課程表ということになりますか。

(事務局)

そのとおりです。

(松良議長)

通常の教科部分は、普通科と共通ということでしょうか。

(事務局)

現在の普通科は、1学年は専門部分の履修がなく、2年生からの履修となります。

来年度は1年生から美術の専門分野を学ぶこととなります。教育課程表の1年生と記載している部分は美術・デザイン科の1年生の部分となります。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑥高等学校の収容定員の変更について（尚綱学院高等学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(吉岡委員)

定員減については、県から指導したことなのでしょうか。それとも法人からなののでしょうか。

(事務局)

法人からの相談となります。

過去10年間の入学者の推移を見たときに、少子化の中で急激な上昇は見込めないであろうということから、校舎新築に当たり、限られた校地に基準を満たす校舎等を整備するために、直近の入学者数を参考に240人の収容定員に変更したいという要望があったものです。

(吉岡委員)

今の説明ですと、建設計画があつての定員の削減ということですか。敷地面積からすると、大変なのかと思いますが、同じ場所になりますか。

(事務局)

現在計画されているのが4階建ての校舎となります。

運動場は中・高併設のため、合算した面積が必要になりますので、運動場の基準を満たすように設計をしているとのことです。

また、学校施設の整備ありきの定員削減かということについてですが、申請段階で少子化が進んでいる現状や、少人数教育を行っていききたいなどの複合的な理由があり、学校施設が最優先という考えからのものではありませんでした。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

⑦中学校の収容定員の変更について（尚綱学院中学校）

事務局から、資料により説明を行った。

(菅原委員)

変更の理由についてなのですが、収容定員の変更についてはそのとおりだと思うのですが、その裏に学校教育として基本的に目指していく方向があるのではないのでしょうか。私達としては、もう少し判断していく情報や材料をいただきたいです。

三島学園さんの場合につきましても、一定の方向づけがされているようです。専門教育をレベルアップしていくという趣旨がありますし、尚綱学院さんも、器の問題もあるのですが、少人数教育も充実していきたいということもあるようです。

変更の理由につきましては、今後理解して行く上で重要な要因となりますので、以後あたりの事については詳しく記載をしていただきたいと思います。

(事務局)

尚綱学院の変更の理由につきましては、申請の際に詳しい内容をいただいておりますが、資料はかなり簡略化した内容となっております。

多々な理由があり、御説明させていただきますと、まず1番目に「建学の精神」教育としてキリスト教を土台とした人間教育を行っており、社会の中で「地の塩」「世の光」として働く有為な人材を育成していくというものです。少人数指導の中学校課程で育った人材は、高等課程の中に溶け込み、リーダーシップを発揮し、学校を牽引しているということで、少人数指導はこのリーダー育成に有効であるとしております。

2番目に中高一貫教育を挙げております。1・2年次で「基礎学力の向上・探究心の育成」、3・4年次で「問題解決能力の向上」、5・6年次で「進路実現」を目標に少人数学校の特性を生かしたきめ細やかな教育活動を実施していくものです。

3番目もあえて少人数指導を挙げ、「考え方学習」や個別指導重視の「自律学習」の手法を取り入れ、各教科とも広い意味での学力定着を行っております。また、1年次は「サイエンスキャンプ」2年次では「イングリッシュキャンプ」3年次では「プロジェクトキャンプ」を実施し、高等課程4年次には「海外研修」を行っており、このような教育を実践していくためには30名程度の少人数学習が有効であるというものです。

4番目は学校施設の現状となります。中高一貫教育には適さない定員について、現実的な対

応をしていくというものです。また、中学校と高等学校の共有について運動場面積を基準に適したものにし、定員減を図り、スリム化するということです。

5番目は校舎の建て替えとなります。校舎の老朽化に伴う建て替えを期に、定員を1学級30名とし、学校が目指す理想の中高一貫教育を行い、地域と密接に連携する学校として発展していきたいとするものです。

6番目は大学との連携となります。尚絅学院女子短期大学が設置50年を経過し、また、4年制大学に移行して10年が過ぎております。この間に中学校から高校を経て大学まで一貫した建学の精神に基づいた教育がなされ、多くの優れた人材を世に送り出してきたことから、新たな中高一貫教育システムにおいても、より引き締まった教育を実践し、中学から大学まで一貫した尚絅学院の教育を推進したいというものです。

また、本件につきましては、高校においても、同様の理由が出されておりました。

(大森課長)

先程御意見頂きました件につきましては、次回以降改善いたします。

その他特に質疑等なく、本審議会として了承される。

(3) その他

①学校等の設置等の認可に関する審査基準の改正について

事務局から、資料により説明を行った。

(吉岡委員)

昨年審議のあった案件に関係する、運動場の開設に合わせる形のものであるとするのであれば、文言をもう少し吟味したいと思います。

今回議題となりました尚絅学院さんについては、図面上に将来の渡り廊下想定域という部分が明記されております。渡り廊下とはどのようなものでしょうか。昨年の審議案件の際には、このようなお話はありませんでした。職員が付いてれば安全ですという内容でした。

これは尚絅学院さんの判断なのでしょう。幼稚園だからこれで良い、中高の場合はきちんとしなくてはならないということであれば腑に落ちないです。

(事務局)

尚絅学院校舎の新設計画の中に、渡り廊下等の資料がありましたが、法人からは、校舎・体育館・グラウンド整備は決定しているということですが、渡り廊下につきましては、将来の宿題として計画はしていますが、実際に施行するという話までいっていないということでした。

(吉岡委員)

運動場の解釈は幼稚園の場合だけなのですか。他の学校種についても、道路を渡ったり、園舎から出るということは一緒ではないのでしょうか。

(大森課長)

別添1につきましては、幼稚園又は専修学校、各種学校の審査基準と言うことで、小中高は今回の資料としておりませんでした。尚絅学院につきましては、法人の意思で実施を検討している部分となりますので、当課で指導した結果ということではありません。小中高につきまし

ては、整合性を確認させていただきます。

審査基準の改正につきましては、審議会でご意見を伺いまして、県として改正することになりますので、審議会承認事項にはなっておりません。委員の御意見を尊重し、改正していくということになります。

(吉岡委員)

運動場につきましては、面積だけあればいいのでしょうか。例えば、水道やトイレ等の必要性というのはどうなのでしょう。

隣接地も可能とした県の判断の根拠が分からないのですが、近くに駐車場として借用している土地があるとすれば、全くの更地のその場所を、運動場として使用することが可能ということになるのではないのでしょうか。

運動場という考え方は面積ありきというのは、あまりに安易すぎるように思えます。

(大森課長)

この件につきましては、これまで運動場の扱いが不明確だったこともあり、ある程度明確にしようという趣旨で改正したいというものです。改正案も、原則として園舎と同一の敷地内に設置するという部分につきましては、従来どおりとなっております。

確かに昨年度の案件につきましては、非常に例外的な扱いとなっております。隣接地が取得できないなどの様々な状況があり、出来る限りの安全対策を施した上でということ、前回は承認いただいたところです。当課としましても、引き続き現地の確認などを行っております。

(佐藤委員)

運動場という言葉は、校外の広い土地にトラックのように走る場所と真ん中の部分をイメージしてしまいます。

ところが、幼稚園は実際のところ、特に市街地は狭い「園庭」になり、「運動場」にはなりません。そのような小さい幼稚園があります。「園庭」として、要するに校舎を除いた部分が園庭になりますので、なんとかやっているとということもあります。運動場に花壇等を含めないとされてしまいますと、それなりの数の幼稚園が基準に引っ掛かってしまうのではないのでしょうか。やはり、都会地と田舎を一緒に考えるのは難しいと思います。

(大森課長)

審査基準は過去にさかのぼって問題視するものではありません。今後、審査する際はこういったものを基準にして考えていきたいというものです。

これまで運動場と言ったときに、何をもって330㎡なのか分かりませんでした。運動場として適さない通路等についても、含まれてよいのかという部分が曖昧となっております。今回ある程度明確にしたいということから、改正案を出させていただいたもので、この審査基準でもって現状を確認し、これに満たないところは直すようにという趣旨のものではありません。

(佐藤委員)

ですが、やはり狭い園庭が都会部にはあり、そこを運動場としている幼稚園をなくすようなことはしてほしくありません。幼稚園として子ども達のためにしっかりやっている幼稚園をなくすようなことにはならないようにしていただきたいです。

(事務局)

御意見を踏まえ、検討していきたいと思っております。

なお、高等学校の設置基準につきましては、運動場は8400㎡という基準がありますが、

体育館・屋内運動施設を設けている場合で教育に支障がない場合はこの限りではないとしております。

6 その他

事務局から当日資料について説明を行った。

(吉岡委員)

審議会で論議した部分が本当に活かされているのかどうかということについて、県から何らかの形で報告を頂けないでしょうか。

審議はしたものの実際はこうでしたという部分や、収容定員を変更した結果どうなっているのか等について、定員や認可の考え方について、もう少しグレードの高い判断をして頂くようなことや、審議をした内容はこうです、で終わりではなく、その後こうでしたと、情報を提供して頂ければ有り難いです。

(大森課長)

昨年審議いただきました収容定員変更につきましては、御意見を踏まえまして、毎月園児の状況を確認しております。また、園庭の部分につきましても現地の確認をしておりましたので、報告しなければいけない事案がでてきましたら、改めて御報告させていただきます。

平成24年第1回専門部会の開催について、事務局から説明を行った。

以下、余白

上記の議事を証するため、ここに議事録を作成する。

議事録署名人

平成 年 月 日

氏名 印

平成 年 月 日

氏名 印
